

第2次八幡浜市地球温暖化対策実行計画

平成27年3月

目次

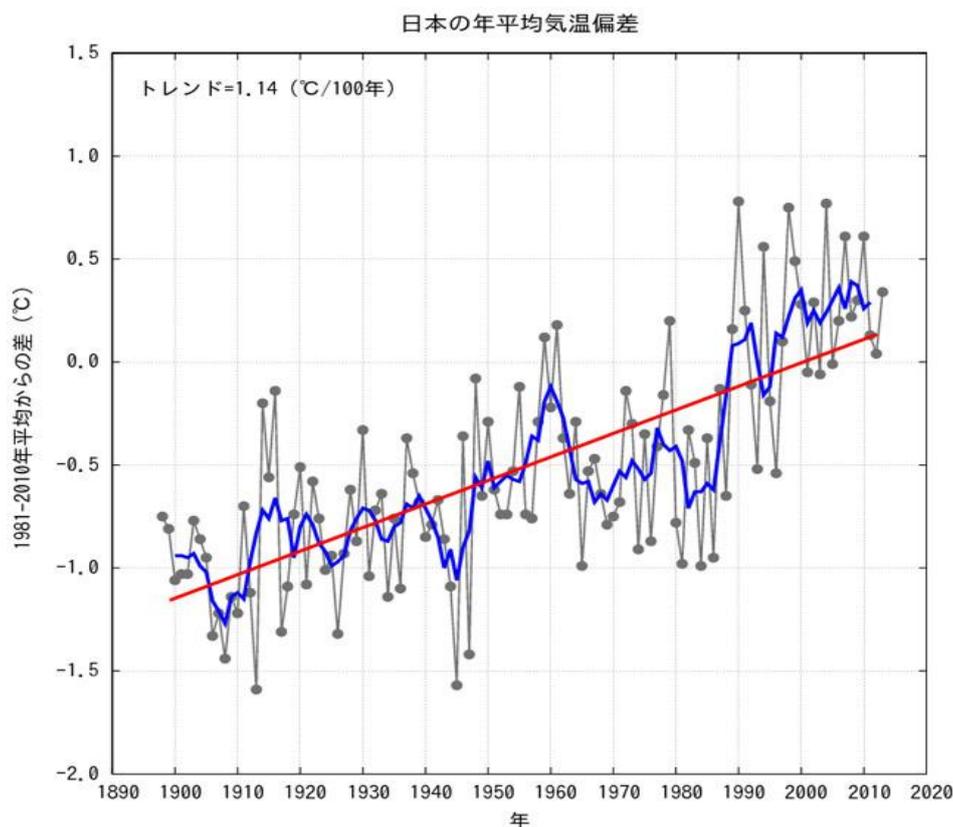
第1章	地球温暖化の概要	
1.	地球温暖化問題	1
2.	国・八幡浜市の動向	2
3.	地球温暖化対策の概要	3
第2章	実行計画の基本的事項	
1.	計画の目的	4
2.	計画の期間	4
3.	計画の対象範囲	4
4.	対象とする温室効果ガス	4
第3章	温室効果ガス排出状況	
1.	総排出量	6
2.	部署別排出状況	7
3.	施設別排出状況	8
4.	全施設の排出状況	9
5.	排出源別上位排出施設	14
第4章	温室効果ガス削減目標	
1.	温室効果ガス総排出量削減目標	17
2.	排出源別の削減目標	17
(1)	直接寄与項目	17
(2)	間接寄与項目	18
第5章	目標達成のための具体的な取組み	
1.	取組みの基本方針	19
2.	財やサービスの購入、使用、廃棄に当たっての配慮	19
(1)	用紙類	19
(2)	水道	20
(3)	電気製品	20
A.	照明機器の管理	20
B.	事務機器の管理	20
C.	空調機器の管理	21
D.	その他エネルギー使用の管理	21
(4)	公用車	22
(5)	文具・事務機器、容器・包装材等	23
(6)	廃棄時の配慮	23
3.	建築物の建築、管理、修理、解体等に当たっての配慮	24
4.	グリーン購入について	24
第6章	推進と点検・評価	
1.	計画の体系図	25
2.	職員研修	25
3.	計画の点検・評価	26
4.	計画の公表	26

第1章 地球温暖化の概要

1. 地球温暖化問題

地球温暖化は、大気中の温室効果ガスが増え地球の平均気温が上昇することにより社会生活や自然、生態系に影響を及ぼします。温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、オゾン層の破壊物質であるフロンやハロン類などで、温暖化の最大の原因は石油や石炭など化石燃料の燃焼などによって排出される二酸化炭素とされている。平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風、海面上昇等の被害も深刻化し、その主因は人為的な温室効果ガスの排出であるとされており、IPCC第5次評価書（2013）では2100年末には温室効果ガスの排出量が最も少なく抑えられた場合でも0.3～1.7℃の上昇、最も多い場合は最大4.8℃の要衝と予測されている。

1) 出展：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)



出典：気象庁「気候変動監視レポート2013」

細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均、直線（赤）：長期的な変化傾向。基準値は1981～2010年の30年平均値。

2. 国・八幡浜市の動向

国の動向としては1997年（平成9年）に先進国の削減数値目標を定めた京都議定書が合意され、日本においては2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の5か年で1990年（平成2年）比6%の削減目標が定められた。これを受け、日本では1999年（平成11年）4月に、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民の地球温暖化に対する責務が明確にされた。

また2008年（平成20年）には、温対法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）が改正され、地球温暖化対策や省エネルギー対策の取り組みが更に強化された。

こうした中、わが国は、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災により、私たちの想像を絶する被害がもたらされ、それと同時に福島第一原子力発電所の事故による相次ぐ原子力発電所の運転停止により電力需給の問題が発生し、私たちの生活とエネルギー問題を取り巻く状況は新たな局面を迎えた。

さらに平成23年（2011年）12月に開催された国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）において、我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、京都議定書目標達成計画は平成24年度末をもって終了しました。今後は、独自に国内における温室効果ガスの削減にむけて自主的な取り組みを行いながら、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）のカンクン合意に基づき、平成32年（2020年）まで引き地球温暖化対策に取り組んでいくものとし、新たな地球温暖化対策計画に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することが求められている。

八幡浜市では平成20年3月に八幡浜市地球温暖化対策実行計画書を策定し平成24年度までの5年間に温室効果ガスを5%削減する目標を掲げ取り組んできたが、温室効果ガス総排出量は平成18年度基準から24%の増加となり、目標の達成には至っていないが、平成24年9月に八幡浜市環境基本条例を制定し、環境の保全に関する政策が総合的・計画的に進められている。さらに平成26年3月に八幡浜市環境基本条例に基づき、同条例の基本理念を踏まえ、八幡浜市がめざす環境保全及び市民、事業者、行政が自主的に行う環境政策に関する方向性を具体化し、総合的かつ計画的に推進してするための長期的な目標及び総合的な体系を示した「八幡浜市環境基本計画」を策定し、同計画に基づく地球温暖化対策に資する取り組みをしており、前回計画よりも温室効果ガス削減を一層強化するために第2次計画を策定した。

3. 地球温暖化対策の概要

「地球温暖化対策推進法」の平成20年6月改正（平成21年4月施行）により地方公共団体自らの事務事業から発生する温室効果ガスの排出削減の計画の策定義務が課せられている。本計画は、「地球温暖化対策推進法」第20条の3に基づき策定の義務が課せられた、市の事務事業により発生する温室効果ガスの削減を図り目標を達成するための計画である。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成十年十月九日法律第百十七号）

最終改正：平成二六年五月三十日法律第四二号

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 省略

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第2章 実行計画の基本的事項

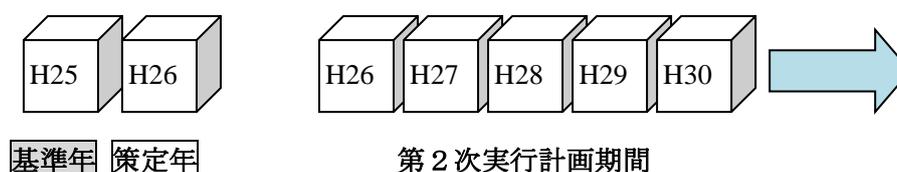
1. 計画の目的

「地球温暖化対策推進法」第20条の3に基づき、八幡浜市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置を講ずることにより、地方公共団体として地球温暖化対策の推進を図る。

2. 計画の期間

第1次計画については平成24年度で最終年度を迎え、地球温暖化推進の継続性を目指していくために、第2次計画の策定に至った。今回の計画については平成25年度を基準年とする。

- ・基準年度：平成25年度
- ・実行計画期間：平成26年度～30年度までの5年間



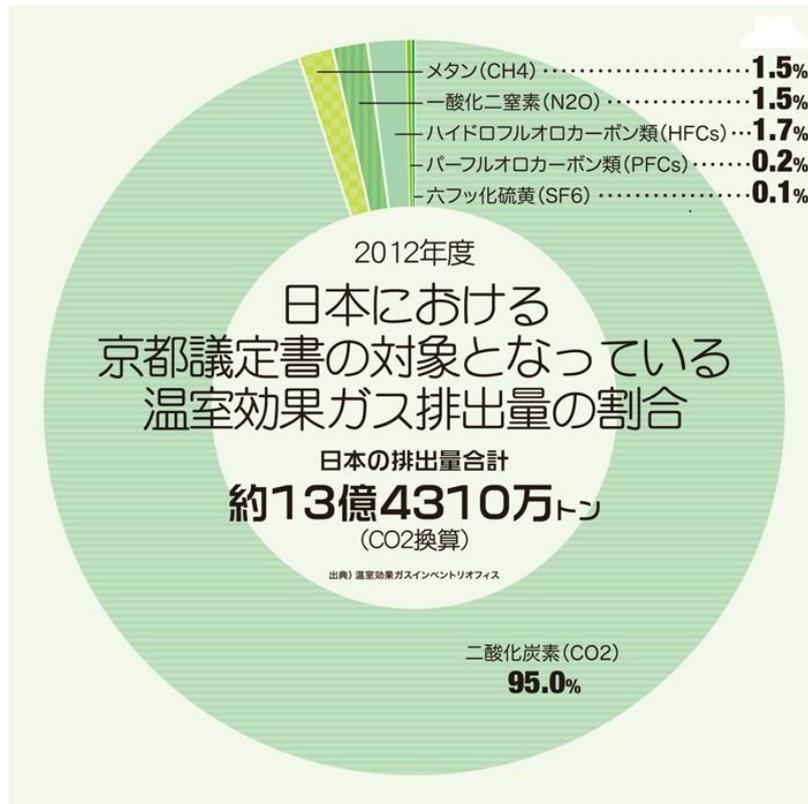
3. 計画の対象範囲

本計画の対象とする事務・事業の範囲は、八幡浜市が管理するすべての事務事業とする。(第3章 4. 全施設の排出状況を参照)

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画の対象となる温室効果ガスは次項の図表に示す6物質であるが、我が国から排出される温室効果ガスの約95%が二酸化炭素(CO₂)であり、かつ1次計画で対象としていた二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3物質で約98%を占めることなどから、2次計画でもこれら3物質を対象とする。

- ・本計画において対象とする温室効果ガス：二酸化炭素(CO₂)
メタン(CH₄)
一酸化二窒素(N₂O)



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
「日本の 2012 年度の温室効果ガス排出量データ」

日本における京都議定書の対象となっている
温室効果ガス別の排出量 (2012 年)

	排出量*	%
二酸化炭素 (CO ₂)	1275.6	94.9
メタン (CH ₄)	20.0	1.5
一酸化二窒素 (N ₂ O)	20.2	1.6
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	22.9	1.7
パーフルオロカーボン (PFCs)	2.8	0.2
六フッ化硫黄 (SF ₆)	1.6	0.1
計	1343.1	-

* 排出量の単位は [百万トン-二酸化炭素 (CO₂) 換算]

出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
「日本の 1990～2012 年度の温室効果ガス排出量データ」
(2014. 4. 15 発表)

第3章 温室効果ガス排出状況

1. 総排出量

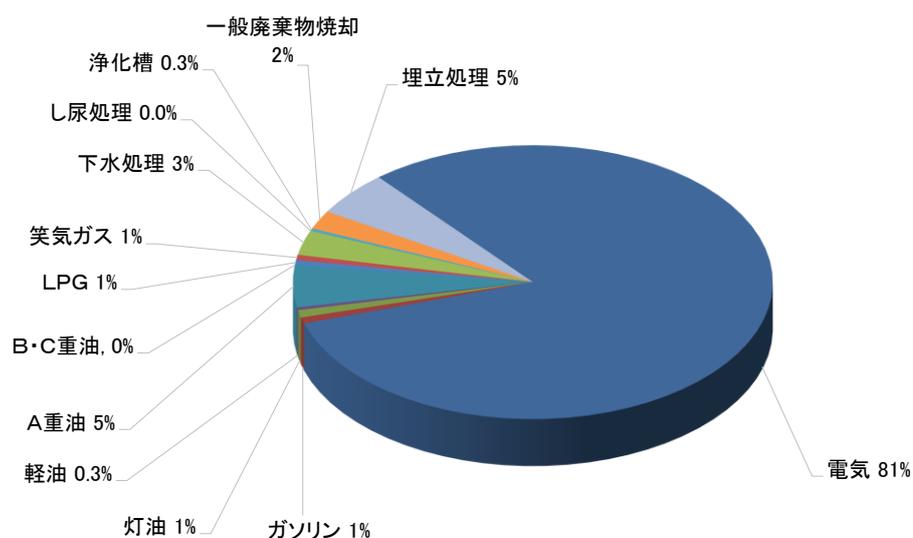
平成25年度に八幡浜市の事務・事業により排出された温室効果ガスの量は、15,026,998 kg-CO₂（二酸化炭素換算量、以下同じ）であった。

温室効果ガスの排出源としては、電気の使用によるものが最も多く、全体の約81%を占めた。

排出源	活動量	単位	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	構成比
電気	17,433,778	kwh	12,203,645	81%
ガソリン	46,792	ℓ	108,636	1%
灯油	53,346	ℓ	132,804	1%
軽油	19,667	ℓ	50,838	0.3%
A重油	274,819	ℓ	744,651	5%
B重油・C重油	0	ℓ	0	0%
LPG	28,571	kg	85,682	1%
笑気ガス	300	kg	93,000	1%
下水処理	6,452,695	m ³	439,299	3%
し尿処理	3,091	m ³	3,358	0.0%
浄化槽	2,149	人	41,948	0.3%
一般廃棄物焼却	18,751	t	329,967	2%
埋立処理	245	t	793,170	5%
合計			15,026,998	100%

1：平成24年度実績

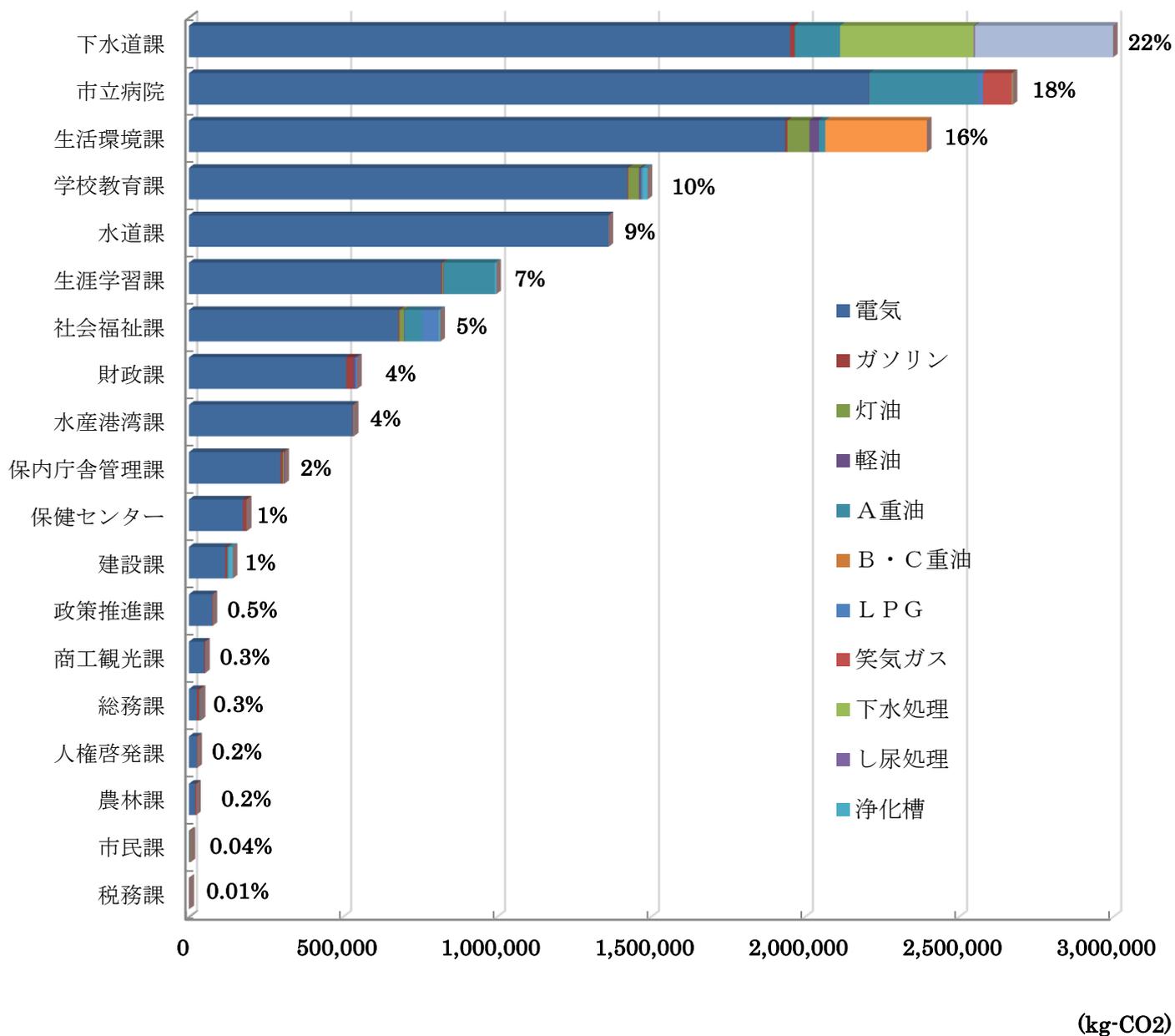
各数値は端数処理しているため、合計と合わない場合がある。



2. 部署別排出状況

担当部署別の温室効果ガス排出量は以下のとおりである。

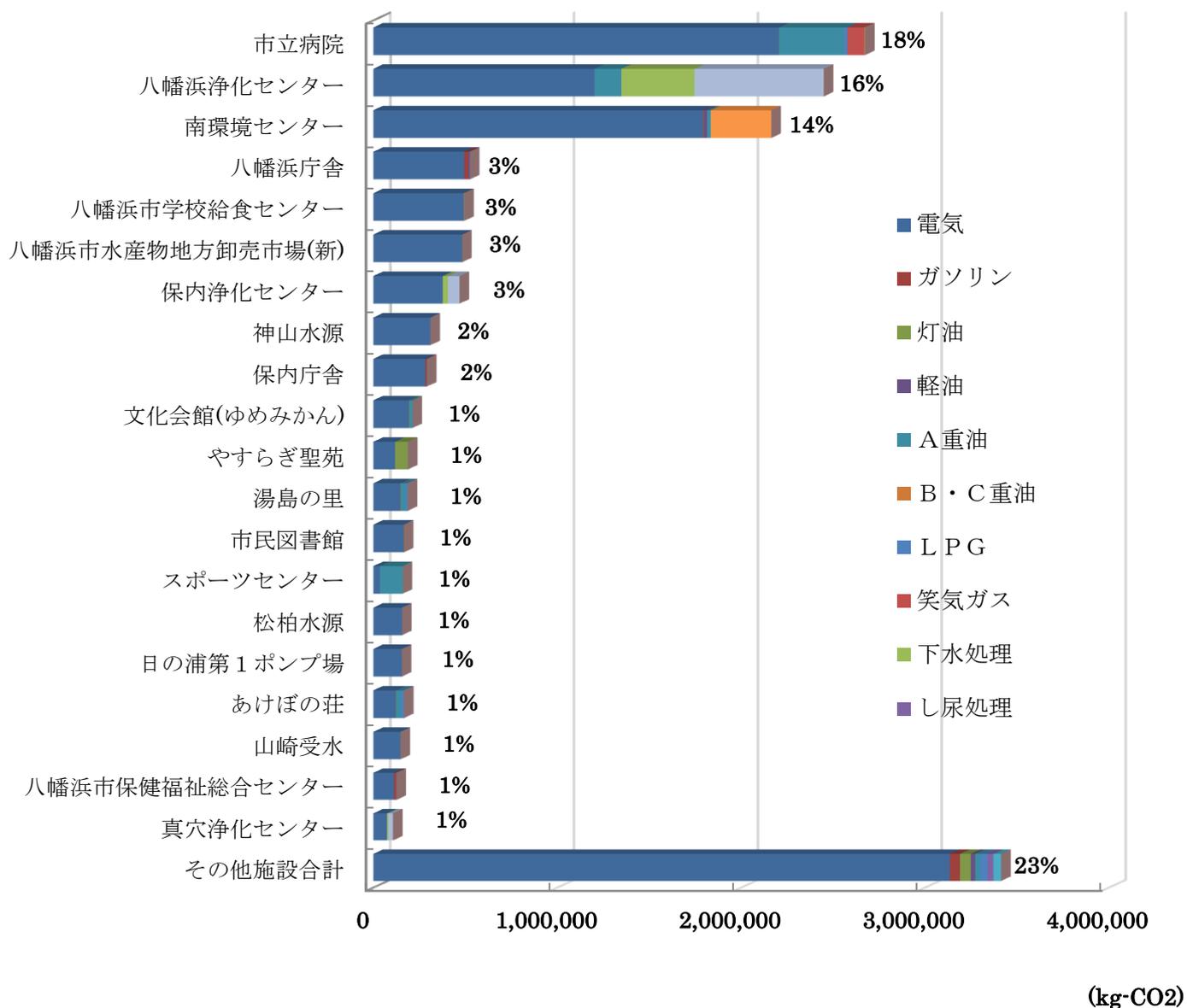
温室効果ガス排出量（部署別合計）



3. 施設別排出状況

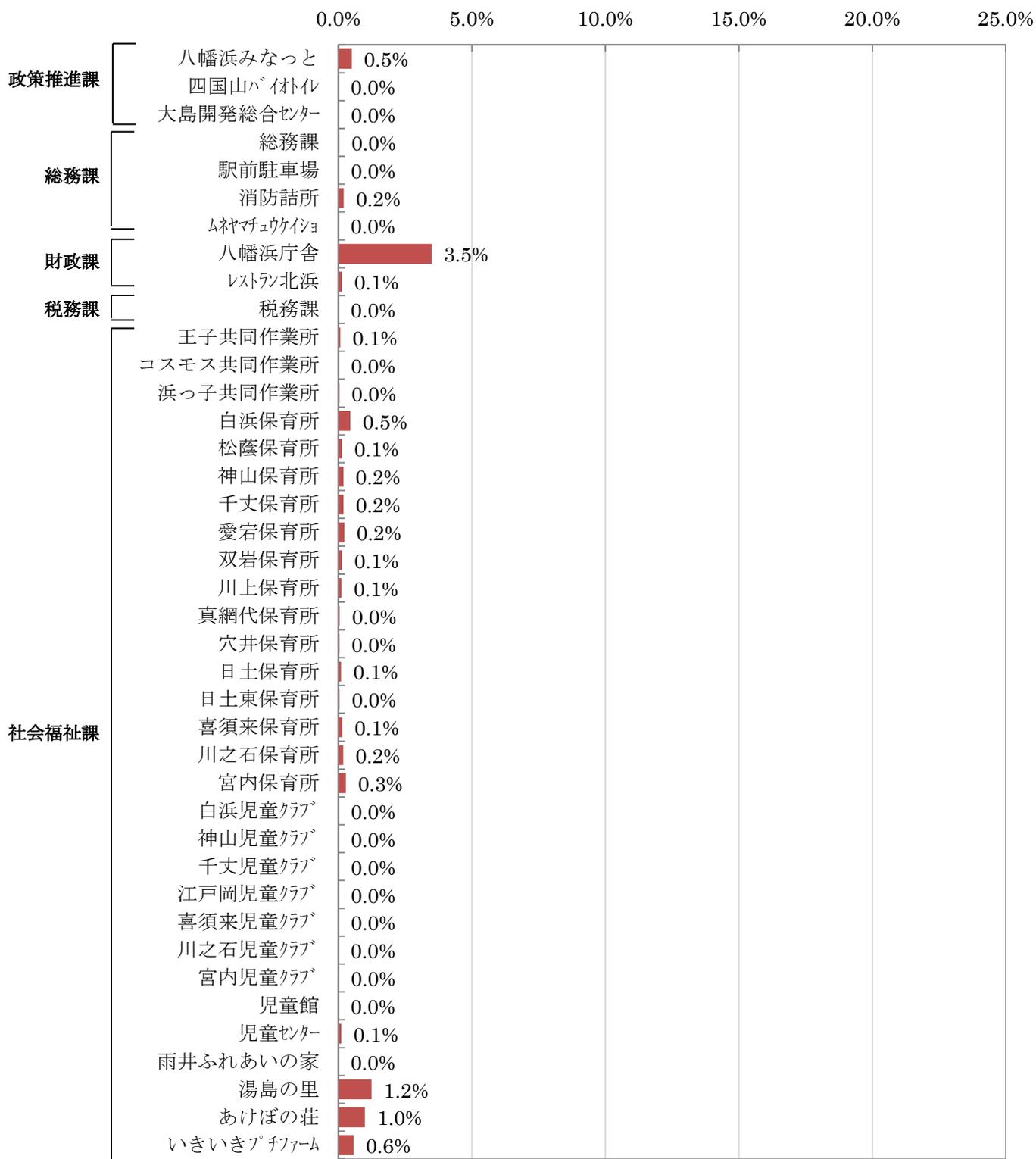
八幡浜市の温室効果ガス排出量を施設別に見ると、市立病院での排出量が全体の18%と最も多く、次いで八幡浜浄化センターが16%と続いている。

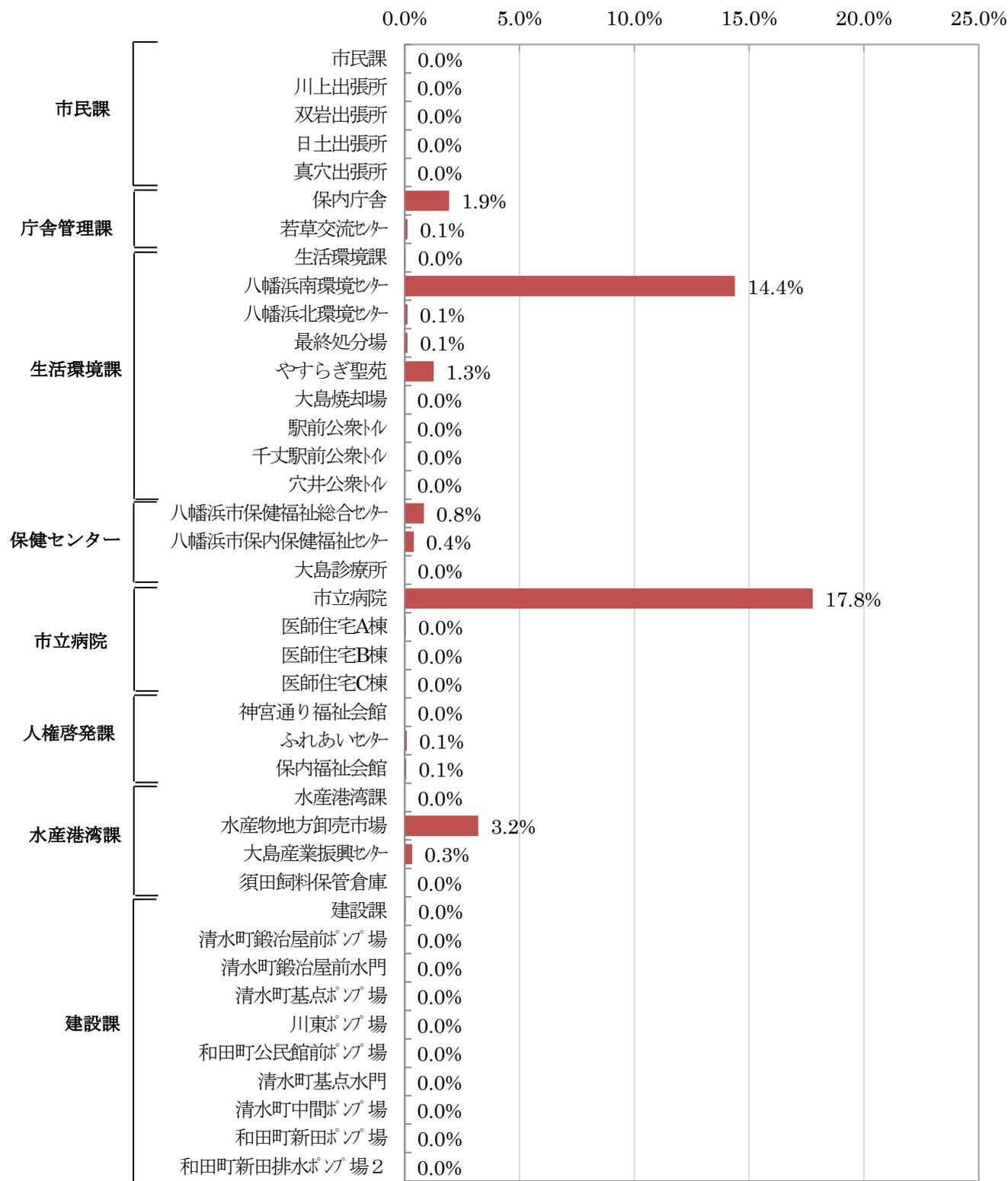
温室効果ガス排出量 上位20施設

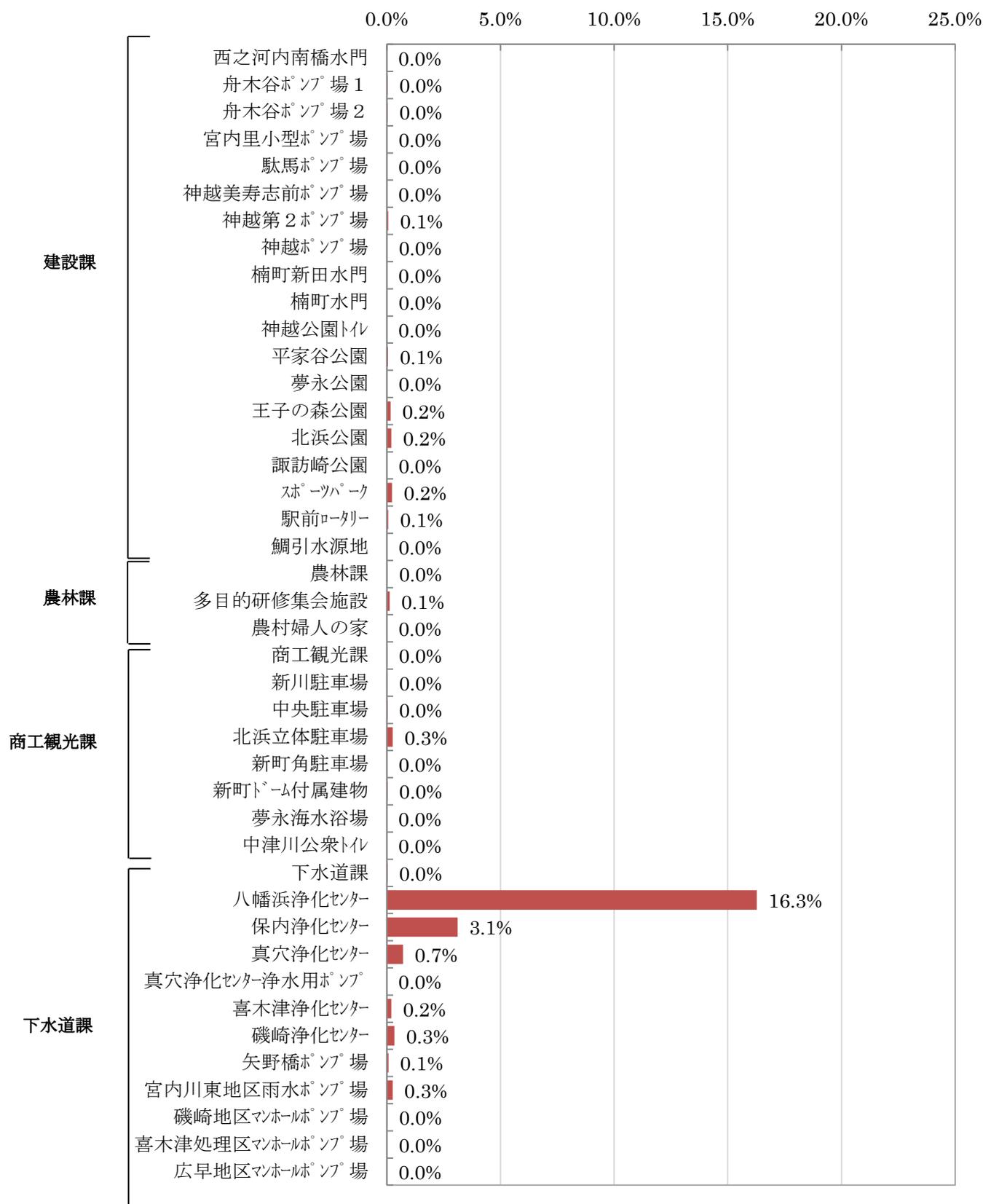


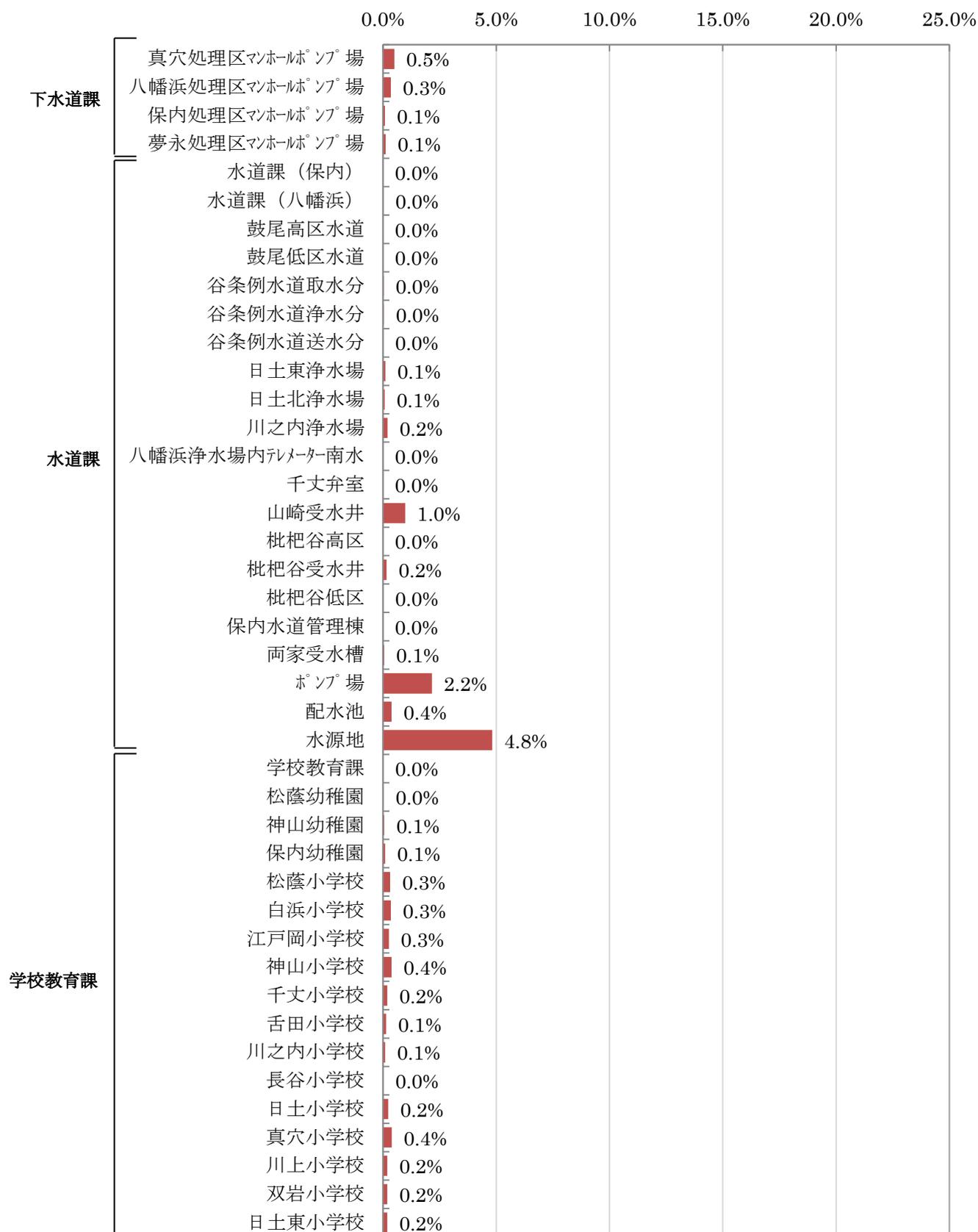
4. 全施設の排出状況

すべての施設の温室効果ガス排出量（全体に対する比率）は以下のとおりであった。





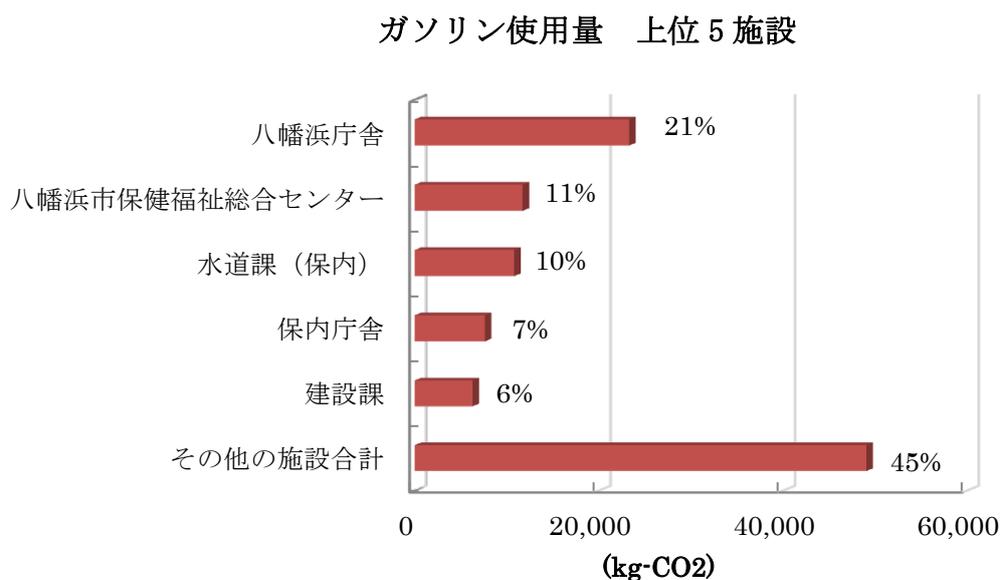
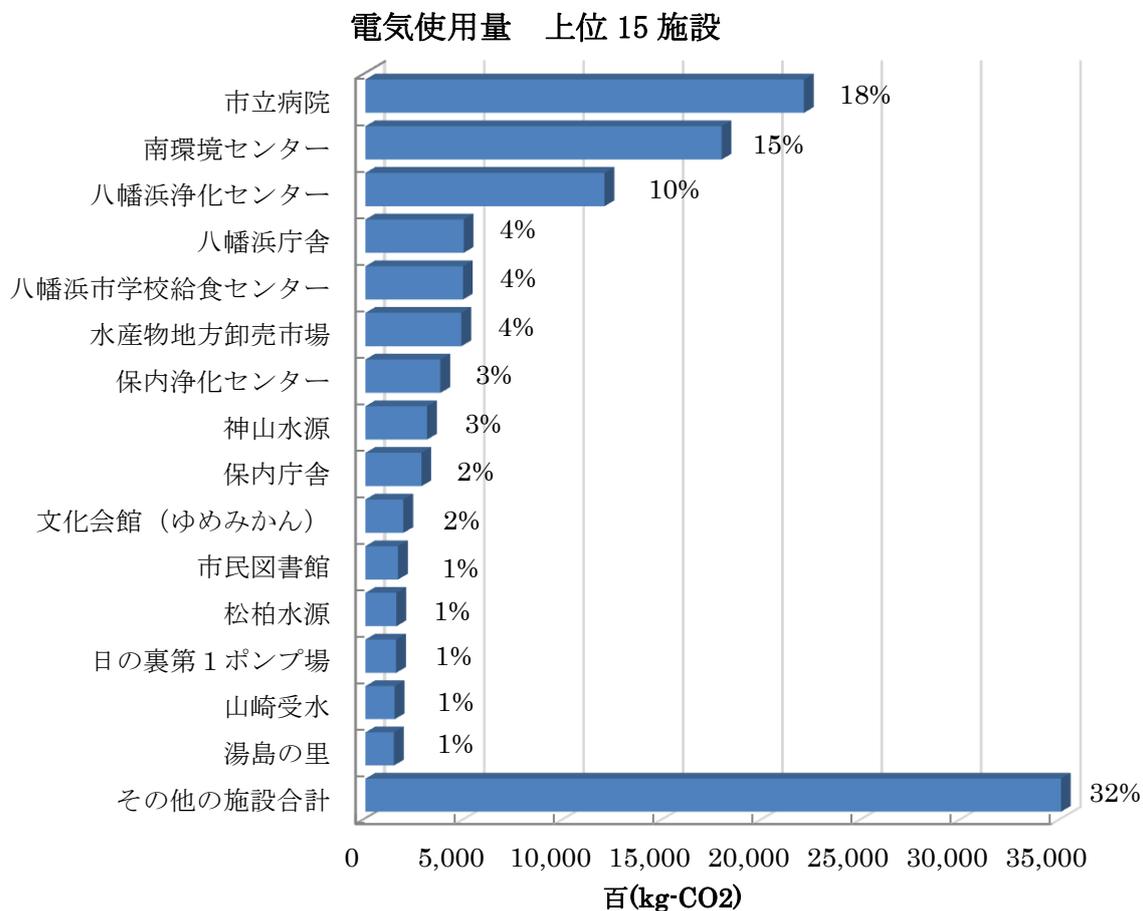




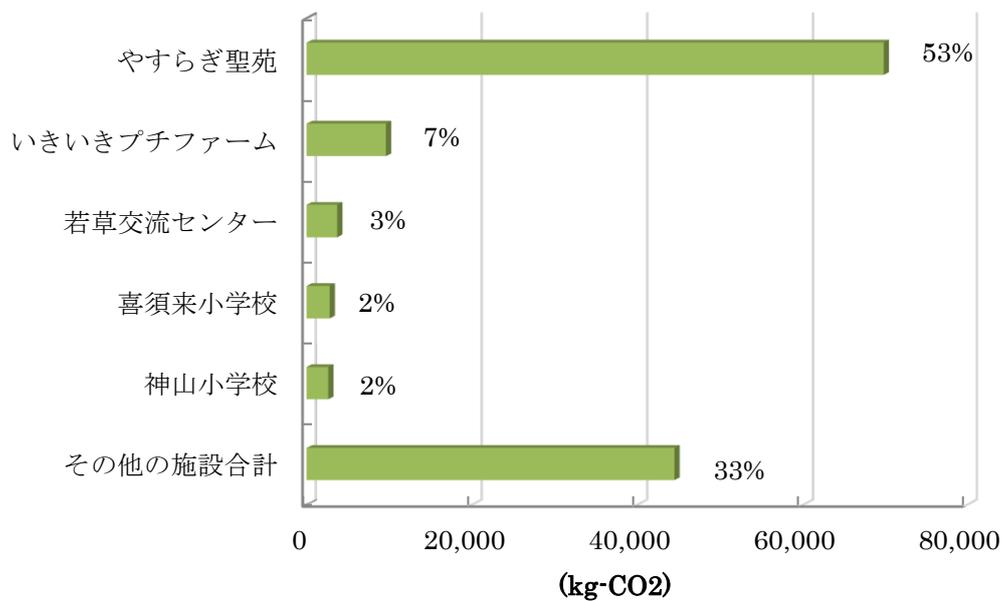


5. 排出源別上位排出施設

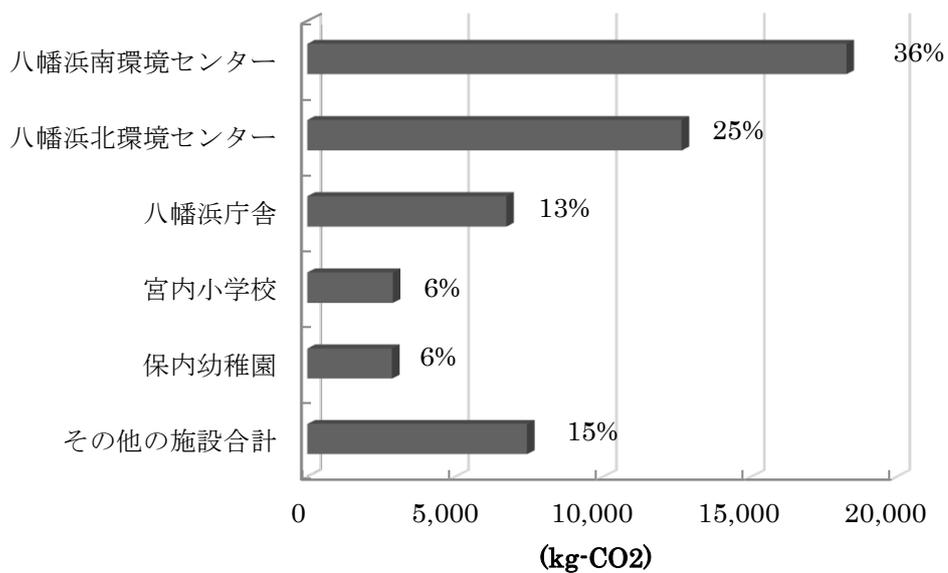
電気、ガソリン、灯油、軽油、A重油、液化石油ガスの使用による温室効果ガス排出量上位施設は以下のとおりであった。



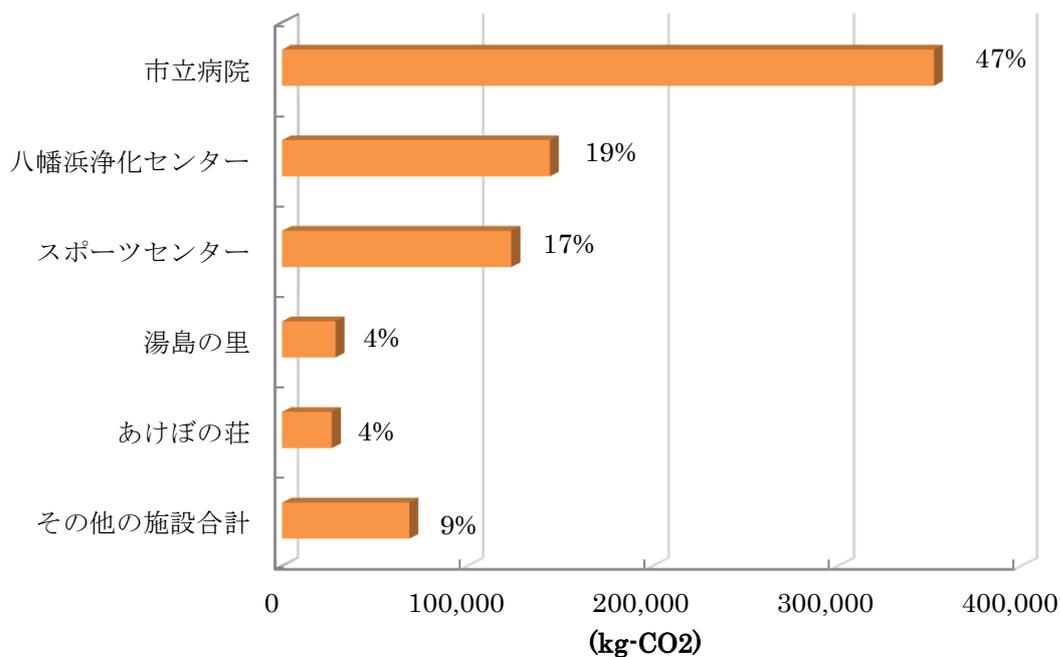
灯油使用量 上位5施設



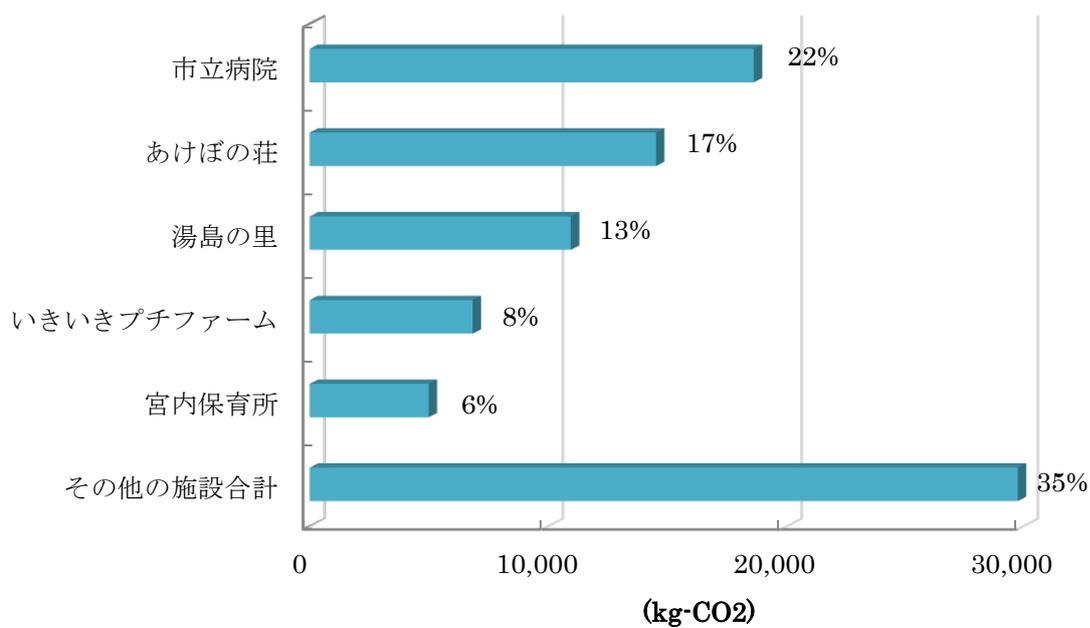
軽油使用量 上位5施設



A 重油使用量 上位5施設



液化石油ガス(LPG)使用量 上位5施設



第4章 温室効果ガス削減目標

1. 温室効果ガス総排出量削減目標

八幡浜市の目標については、本計画第一次期間における削減状況を勘案し省エネ法により求められている5年間でエネルギー消費原単位の年平均1%削減(平成25年度比)を目指して取り組んでいくこととする。しかし市の事務事業における電気の温室効果ガス排出量は約81%を占めており、排出係数を毎年変化させると、温室効果ガス排出量の算定に多大な影響を受けるため、削減努力を把握することが難しくなる。目標値及び実績値は、平成25年度の排出係数「0.700kg-CO₂/kwh」を用いることとする。

第2次八幡浜市地球温暖化対策実行計画の削減目標

市の事務事業に係る温室効果ガスの総排出量を平成25年度(基準年度)に対し、平成30年度までに5%削減する(毎年1%ずつ削減する)。

2. 排出源別の削減目標

排出源ごとの削減目標は以下のとおりとする。

○直接的寄与項目

電気やガソリン等のように直接温室効果ガスの排出に寄与する項目。

○間接的寄与項目

水や用紙等の使用量は温室効果ガスの排出量算定の対象外ではあるが、これらの節約、削減をすることによりたとえば水を供給するエネルギーや森林資源の保全などの削減につながり間接的に温室効果ガスの削減にあたる。

(1) 直接寄与項目

排出源	削減目標	基準年度排出量 (平成25年度)		温室効果ガス 削減目標量		電気・燃料 削減目標量	
電気	5%	12,203,645	kg-CO ₂	610,182	kg-CO ₂	871,689	kwh
ガソリン	5%	108,636	kg-CO ₂	5,432	kg-CO ₂	2,340	ℓ
灯油	5%	132,804	kg-CO ₂	6,553	kg-CO ₂	2,667	ℓ
軽油	5%	50,838	kg-CO ₂	2,542	kg-CO ₂	983	ℓ
A重油	5%	744,651	kg-CO ₂	37,233	kg-CO ₂	13,741	ℓ
B・C重油	5%	0	kg-CO ₂	0	kg-CO ₂	0	ℓ
LPG	5%	85,682	kg-CO ₂	4,284	kg-CO ₂	1,429	kg

(2) 間接的寄与項目

排出源	削減目標	基準年度排出量 (平成25年度)		削減目標量	
水道使用料	5%	250,499	m ³	12,525	m ³
用紙資料量	5%	21,553	個	1,078	個
ダンボール	5%	18,320	Kg	916	Kg
新聞・雑誌	5%	55,970	Kg	2,799	Kg

*1：水道 用紙 ダンボール 新聞・雑誌は間接的寄与項目

*2：A4用紙換算（1個は500枚）

第5章 目標達成のための具体的な取組み

1. 取組みの基本方針

<基本方針>

- 全庁的に行動可能な取組みを重点的に実施する。
- 職員への早期定着と啓発効果が期待できる取組みを重点的に実施する。
- 温室効果ガス排出量削減効果が高い取組みを重点的に実施する。

温室効果ガス排出量削減のための取組みは、職員一人ひとりが日常的に実施可能なものから、改修や設備の導入など計画や資金が必要となるものまで多岐にわたる。本計画においては、上記の基本方針のもとに、取組内容を「財やサービスの購入、使用、廃棄に当たっての配慮」（全職員が取組可能）と、「建築物の建築、管理、修理、解体等に当たっての配慮」に分けて整理した。

2. 財やサービスの購入、使用、廃棄に当たっての配慮

(1) 用紙類

用紙類の購入	<ul style="list-style-type: none"> ◆ コピー用紙、封筒、トイレットペーパー等の用紙類については、古紙混合率の高い用紙、白色度の低い用紙を購入する。 ◆ 名刺、ポスター、パンフレット、冊子等の印刷物の発注については混合率の高い再生紙を使用する。
用紙類使用の削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会議用資料や事務手続の簡素化を図る。 ◆ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、ページ数や部数についても必要最小限の量となるよう適正化を図る。 ◆ 文書資料の共有化、コピー・印刷の最適化を図り、無駄な紙をなくす。 ◆ 電子メール、庁内LAN、回覧・掲示板の活用を進め、無駄な紙の使用をなくす。 ◆ 用紙類の年間使用量について、各課・各施設単位など適切な単位で把握・管理し削減を図る。
用紙の再利用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済み文書等）については、再生利用の徹底を図る。また、ミスコピーそのものを防止する。 ◆ 個人情報等の流出に留意しながら、封筒等の再使用に努める。



(2) 水道

水道設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在使用している水多消費型の買い換えに当たっては、自動水栓・感知式自動洗浄装置など節水型製品を選択する。また、これらの機器の新規の導入に当たっても同様とする。
水の使用削減	<ul style="list-style-type: none"> ◆ トイレ用水の水量調節、水道水圧の調節、水漏れ点検等により水使用量の抑制を図る。 ◆ 日常的な節水を励行する。 ◆ 公用車の洗車について、回数の削減やバケツの利用等による改善を図る。 ◆ 水道の年間使用量について、各課・各施設単位など適切な単位で把握・管理し、削減を図る。

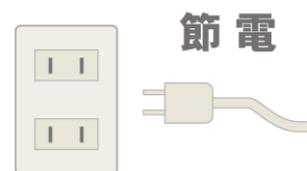
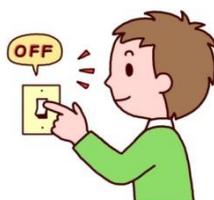


(3) 電気製品

電器製品の購入	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在使用しているパソコン、コピー機等のO A機器、照明器具の買替えに当たっては、適正規模でのエネルギー消費効率の高い製品を選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。 ◆ 製品の購入に当たっては、部品の交換修理が可能で保守・修理サービス期間が長いなど、長期使用が可能な製品を選択する。 ◆ 照明器具にLEDランプの導入を推進する。
---------	--

(電気製品等の使用)

照明機器の管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 照明機器については、照明点灯箇所の削減、定期的な清掃、ライトアップの削減(時間短縮、間引き消灯)、室内とデスクでの照明の使い分けにより電力使用量の抑制を図る。 ◆ 昼休憩中は、業務上特に証明が必要な場所を除き消灯を徹底する。 ◆ 夜間における照明も、業務上必要最低限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
事務機器の管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事務機器については、節電・待機モードの切り替えや、使用しない時はコンセントを抜くことにより電力使用量の抑制を図る。 ◆ 特に、退出時にパソコンやテレビのプラグを抜き、待機電力の削減を図る。



空調機器の管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆庁舎・施設内の温度管理（夏は28℃程度、冬は20℃程度）のため温度計を各課に設置し、温度計による確認と空調設備確認表への記入により一層徹底するよう空調整備の適正運転を図る。また、使用そのものを極力抑制する。 ◆夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい服装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。 ◆冷暖房中の窓や出入口の開放禁止を徹底する。 ◆冷暖房効率を下げないように吹き出し口の開放に留意する。また、ブラインドカーテンを有効に利用する。
---------	--



空調は設定温度より体感温度で調整を！

人は活動状況やその日の気温、湿度により体感温度は変化します。空調の設定温度を見るだけではなく、着衣の工夫に取り組み、体感温度を調整することで、クールビズ・ウォームビズに取り組みましょう。

クールビズ、ウォームビズによる体感温度変化

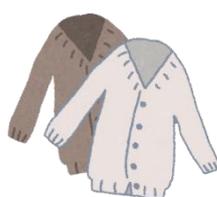
ノーネクタイ

-2℃



カーディガン

+2.2℃



ひざ掛け

+2.5℃



参考:夏のビジネスは軽装で(中国経済産業局)
省エネセンター 家庭の省エネ大辞典

その他機器の管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆ボイラー等の適正運転を管理し、燃焼効率の向上を図る。 ◆ガスコンロ湯沸し器の効率的使用を図る。 ◆職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、エレベーター使用の削減を図る。(八幡浜市役所では、エレベーター1台を停止している。) ◆電気・燃料の年間使用量について、各課・各施設単位など適切な単位で把握・管理し、削減を図る。
----------	--

(4) 公用車

公用車の購入・使用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公用車については、可能な限り低公害車・低燃費車の導入を図る。 ◆ 低公害車・低燃費車を優先的に利用する。 ◆ 相乗りを励行する。 ◆ 暖気運転の抑制、不要物の不積載、アイドリングの禁止、急発進・急加速の抑制等経済運転を徹底する。 ◆ 公用車の利用に当たっては、事前の綿密なルート確認により、走行ルートの合理化を図り、運行ロスを避ける。 ◆ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を励行する。 ◆ 車1台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。 ◆ 自転車利用を推進する。
-----------	--

ふんわりアクセルスタート

車の発進時に急にアクセルを踏むのではなく、一呼吸おいてからゆっくりアクセルを踏むことで普通の発進時より燃料消費が約10%の削減に繋がります。

ふんわりアクセルスタートの方法

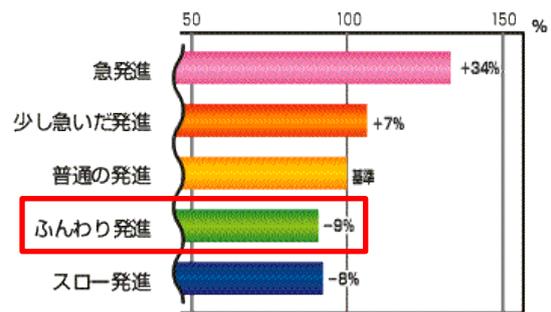
ブレーキから足を放し1呼吸おくくらいでアクセルへ移します。

アクセルは、なめらかに、ゆっくり踏み込みます。

流れにのる少し手前でアクセルを緩めるとスムーズに走行できます。

ポイント 最初の5秒で20km/hになるくらいのペースが目安です。自分にあった方法で試してみてください。

燃料消費量の割合



発進から40km/hまで加速、その後40km/hを維持する条件で、200mまでの区間の燃料消費の比較 (30人のドライバーの平均、省エネルギーセンター調べ)

参考:交通の省エネルギー (省エネルギーセンター)



(5) 文具・事務機器、容器・包装材等

<p>文具・事務機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ノート、付箋紙、封筒、フォルダ、フラットファイル、レバーファイル、文書保存箱、綴込表紙、バインダー、パンフレット・冊子等の文具において、再生紙が使用されている製品を購入・使用する。 ◆ノーカーボン紙、感熱紙、ビニールコート紙等の再生できない用紙は極力購入・使用を進める。 ◆トナーカートリッジ、事務用プラスチックファイル、鉛筆、ボールペン、シャープペンシル、蛍光ペン等の紙以外から作られた文具等においても、再生された製品の購入・使用を進める。 ◆ボールペン芯、合成のり、プリンターインク、プリンターリボン等の詰め替え可能な製品を購入・使用する。 ◆使用済封筒、付箋紙、ボックスファイル、ファイリングフォルダ、フラットファイル、レバーファイル等事務用品の再利用（繰り返し利用）を徹底する。
<p>容器・包装材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆簡易包装された商品を購入する。 ◆間伐材、未利用繊維、廃プラスチック等から作られた製品の購入・使用を選択する。

(6) 廃棄時の配慮

<p>ごみの減量・資源化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆用紙類の使用削減により、廃棄される用紙類を減量する。 ◆用紙類の資源化のため、リサイクルを前提としたシュレッダーの導入を検討する。
------------------	---



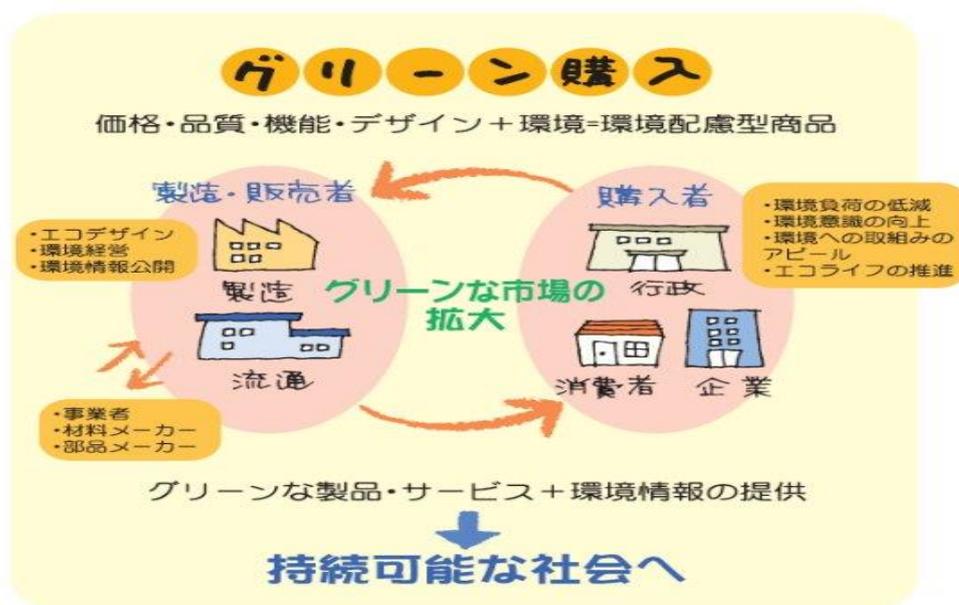
3. 建築物の建築、管理、修理、解体等に当たっての配慮

- ◆今後、施設を建設する際には、省エネルギー性能の高い資材・機器を採用し、緑化、雨水利用、太陽光等自然エネルギーの活用も検討するなど、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出抑制に配慮して整備する。
- ◆既存の建築物においてエネルギーの使用状況等に係る診断を（財）省エネルギーセンターの無料省エネルギー診断を活用し受診する。
- ◆建築物の建築等に当たっては支障のない限り、エネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ◆合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。
- ◆出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ◆再生砕石等再生資材の利用を発注者として促す。
- ◆請負者に建設廃棄物処理計画書を提出させるとともに、分別排出の徹底を指示する。

4. グリーン購入について

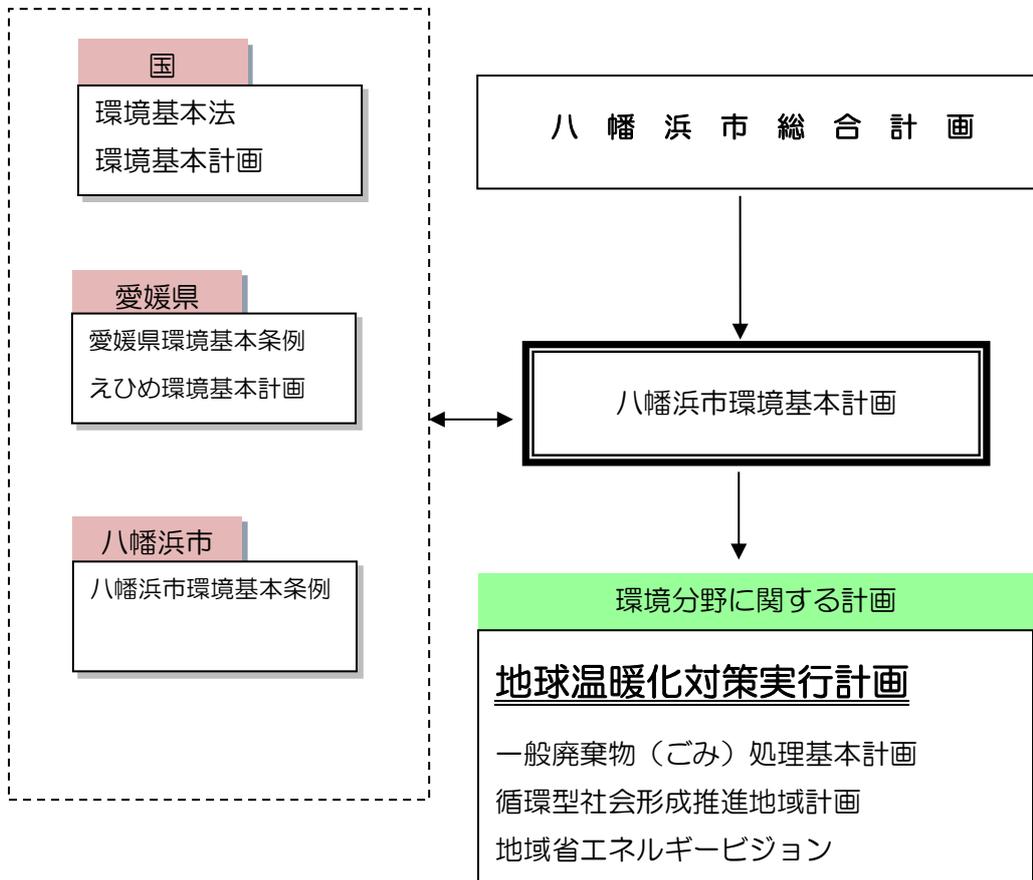
グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することである。

平成13年4月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され2014年（平成26年）2月4日の閣議決定による同法の特定調達品目を表示している。八幡浜市でも環境配慮商品の積極的な導入を進めていく。



第6章 推進と点検・評価

1. 計画の体系図



2. 職員研修

実行計画に掲げた取組みを実践するのは一人ひとりの職員である。したがって、実行計画を推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や実行計画の内容を理解することが重要である。(財)省エネルギーセンターの講師派遣研修を実施し、省エネに対する理解と取り組み方のノウハウを学び、実施していくことが大切である。また職場内の OJT として職員を対象に、地球温暖化防止に関する情報、実行計画の内容、取組項目・方法等についての研修を定期的に行い、地球温暖化防止への積極的な取組みが職員の共通認識となるよう啓発する。



3. 計画の点検・評価

実行計画の調査対象施設に対して、年度ごとに温室効果ガスの排出状況と取組みの実施状況の点検を行う。

評価は温室効果ガスの排出量の集計結果を目標値や過去の実績等との比較により行う。ただし、この際には単に数値の比較のみで評価するのではなく、ヒアリング等により関連情報を入手し、個別の状況（例えば施設の増改築等）を把握したうえで評価を行う。そして、必要に応じて、より効果的な取組項目・施策等について検討する。

4. 計画の公表

「地球温暖化対策推進法」第20条の3において、毎年1回、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表することが義務付けられている。

八幡浜市の実行計画の運用状況について年度ごとに広報誌等を通じて公表するとともに、地球温暖化対策への理解と協力を呼びかけるなど、より多くの市民を巻き込んだ取組みとする。

—第2次八幡浜市地球温暖化再策実行計画—
八幡浜市役所 市民福祉部 生活環境課

〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号

電 話 0894-22-3111

FAX 0894-22-5990